

神奈川歯科大学附属横浜研修センター施設使用規程

(平成14年7月15日制定)

(目的)

第1条 この規程は、神奈川歯科大学附属横浜研修センター（以下「センター」という。）内の別表1に掲げる施設の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の管理等)

第2条 別表1に掲げる施設の管理及び各種事務手続きは、センター事務部で行うものとする。

(施設の使用)

第3条 学校法人神奈川歯科大学教職員（以下「教職員」という。）は、別表1に掲げる施設を使用することができるものとする。

2 別表1に掲げる施設のうち、次の各号に定める施設（以下「会議室等」という。）は、関係団体等に貸し出すことができるものとする。

(1) 教室（6階／定員：50名）

(2) 大会議室（7階／定員：120名）

3 前項に定める施設の貸し出しを受けた者は、~~センター1階談話室（定員：48名）を食堂施設（調理は不可）として、また6階第1・2会議室を控室として使用（有償）することができる。ただし、談話室については平日の午前11時～午後2時まではセンター職員及び実習生等が利用するため、使用不可とする。~~

4 前項、前々項の規定に係わらず、センター長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(使用時間等)

第4条 教職員は、必要な手続きを経て、別表1に掲げる施設を使用することができる。

2 会議室等を貸し出す場合の貸出時間等は、次の各号に定める通りとする。

(1) 貸出日：月曜日～日曜日

(2) 貸出時間：午前9時～午後10時（準備及び後片付けの時間を含む）

3 会議室等の貸出とセンター行事のための使用等が重複する場合は、センター行事の使用等を優先するものとする。

(使用手続)

第5条 センター施設を使用する場合は、所定のセンター施設使用許可申請書に必要事項を記載の上、使用日の2週間前までにセンター事務部に提出するものとする。

2 センター施設使用許可申請書は、使用日の6ヶ月前から受け付けるものとする。

(使用許可及び取消)

第6条 センター施設の使用は、センター長が許可するものとし、センター施設使用許可申請書に許可印を押印し、申請者に返却することにより行う。

2 センター長は、施設の利用者が次の各号のいずれかに該当するとみとめるときは、施設使用許可の取消し、又は中止もしくは変更させることができる。

(1) 使用目的以外の目的で使用すると認められるとき

(2) 他の利用者に迷惑を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると認められるとき

(3) 本規程に違反したとき

(4) その他、センター長が施設の管理上不適当と認めるとき
(使用負担金)

第7条 教職員が施設を使用する場合は、使用負担金は徴収しないものとする。

2 第3条第2項の規定に基づき会議室等の貸出許可を受けた者は、施設利用料として、別表2に定める額を負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めた場合は、使用負担金の全額又は一部を免除することができるものとする。

3 貸出許可を受けた者は、別表2の負担金を使用日当日までにセンター事務部に納付することとする。

4 既納の負担金は返還しないこととする。

(使用者の遵守事項)

第8条 別表1の施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険物を持込まないこと

(2) 備品を持出さないこと

(3) 施設及び施設の付帯設備等は、慎重に取り扱い、特別な造作等を施さないこと

(4) 施設使用後は、施設内を原状に回復し、整理・整頓に努めること

(5) 喫煙はしないこと

(施設・設備の亡失、毀損等)

第9条 施設使用者は、施設・設備等を汚損、毀損もしくは亡失したとき、速やかにセンター事務部に届出なければならない。この場合、その損害を弁償させることがある。

(規程の改廃)

第10条 この規程の変更は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成14年7月15日から施行する。

この規則は、平成16年5月1日から一部変更施行する。

この規則は、平成17年7月21日から一部変更施行する。

この規則は、平成21年4月1日から一部変更施行する。

この規則は、平成25年11月1日から一部変更施行する。

別表 1

施設の名称	定員	付帯設備等
■センター 6 階		
<input type="checkbox"/> 第 1 会議室	10 名	ホワイトボード 第 1 会議室と第 2 会議室の間仕切りを取ることも可能 *パソコン・プロジェクターの貸出不可
<input type="checkbox"/> 第 2 会議室	10 名	
<input type="checkbox"/> 教室	50 名	プロジェクター・放送設備一式 (適正人数 45 名程度)
■センター 7 階		
<input type="checkbox"/> 大会議室	120 名	プロジェクター・放送設備一式 (適正人数 100 名程度)
■センター 1 階		
<input type="checkbox"/> 談話室	48 名	

注 1) 2F～5F は立入禁止

注 2) 6F シミュレーション実習室については使用不可

別表 2 (料金については全て税込)

使用者	使用施設	料金 (円 / 1 時間)	1 日 (9 ~ 22 時)
企業	6 階教室	8,000 円	104,000 円
	7 階大会議室	12,000 円	156,000 円
その他	6 階教室	5,000 円	65,000 円
	7 階大会議室	7,000 円	91,000 円

~~1F 談話室 一律 (1 回) 10,000 円~~

6F 第 2 会議室 一律 (1 回) 10,000 円

【注意事項】

*日・祝日は、30%増しとなります。